

平成 21 年度環境技術実証事業 VOC 排出抑制技術・脱臭技術分野
(中小事業所向け VOC 排出抑制技術・脱臭技術)における実証試験の
対象技術の募集について

平成 21 年 6 月 16 日

財団法人 九州環境管理協会

財団法人 九州環境管理協会は、平成 21 年度環境技術実証事業 VOC 排出抑制技術・脱臭技術分野(中小事業所向け VOC 排出抑制技術・脱臭技術)における実証機関として環境省に承認されました。つきましては、実証試験の対象となる技術(以下、「対象技術」という。)を募集いたします。

1. 募集の概要

1.1. 対象技術

実証試験の対象となる VOC 排出抑制技術・脱臭技術とは、中小事業所の所有する、塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設(大気汚染防止法で VOC 排出抑制に関する自主的取り組みが期待されている施設等)から排出される VOC・臭気物質を適正に処理する技術(装置、プラント等)、並びに施設構造の改善等により VOC 排出抑制する技術及び脱臭する技術を指します。ここでいう排出抑制技術・脱臭技術には、全量に近い処理ばかりではなく、(バイパス処理等による)部分的な処理、施設構造の改善等による局所的な処理・排出抑制・脱臭を含みます。本実証試験ではその中でも特に低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で、商業的に利用可能な技術を対象とします。

なお、VOC 排出抑制技術・脱臭技術には、処理技術としては大きく分けて分解方式(燃焼、触媒分解など)、除去・分離方式(吸着、冷却凝縮などで、いわゆる VOC 回収方式も含みます)の 2 種類がありますが、その組み合わせ方式も含みます。また、VOC 排出抑制技術・脱臭技術には、このような 2 種類の施設外への排出抑制・脱臭を主目的とした処理技術の他に、各作業工程等における施設内への漏洩・拡散を抑制する技術・装置も想定されます。例えば、ウエスを脱水・蒸留・精製等を行って溶剤を回収する技術など。

1.2. 実証試験の実施場所

- ①基本的に、西日本地域とします。
- ②実証試験の実施場所は、すでに稼働している対象技術が設置されている場所、又は実証試験のために新たに実証対象機器を設置される場所等を提案してください。

2. 申請者の要件

- ①対象となる技術を保有すること。
- ②実証試験の実施場所を提案できることなど、「中小事業所向け VOC 排出抑制技術・脱臭技術実証

試験要領（第1版）（平成21年5月7日財団法人日本環境衛生センター・環境省水・大気環境局）」で定められている事項を順守できること。

※実証試験要領は、環境省の環境技術実証事業に関する下記のホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

3. 対象技術の申請及び実証技術の選定

3.1. 申請方法

実証申請書（別紙）及び申請書に添付する資料を各1部（正本1部、電子ファイル：マイクロソフト Word形式[2000～2007形式] 媒体はCD-R, DVD-R, USBメモリの何れか）提出してください。

3.2. 申請期限

平成21年7月17日（金）必着 [簡易書留もしくは託送便等で、配達を確認出来るもの]

3.3. 実証技術の選定

申請していただいた後、書類選考及び実証機関が設置した技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で対象となる技術を選定し、実証運営機関である財団法人日本環境衛生センターの承認を得て決定します。また、審査結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術についてはホームページ等で公表（特許申請予定等の技術については除きます）することとしております。

4. 費用負担

4.1. 実証試験実施に係る手数料について

平成20年度から、実証試験実施に係る実費（以下の項目）は、実証試験実施に係る手数料として、実証申請者の負担となります。

①測定・分析等の費用

②人件費、消耗品費および旅費

これらの費用は、実証技術の内容、試験実施場所および実証試験の項目等により異なりますが、実証申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後、積算した上で決まることとなります。

4.2. 手数料の納付について

手数料は、原則として、実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料額は改めて確定することとなります。実証試験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただくことになっています。納付先は、実証運営機関である（財）日本環境衛生センターになります。

4.3. 実証試験に係る自己負担について

実証試験を実施するに当たって、以下の項目に要する費用は、実証申請者の負担となります。

①対象技術の試験実施場所への持ち込み、設置、撤去等に要する費用

- ②実証対象機器及び設備の運転・維持管理に要する費用
- ③薬剤、消耗品、電力等の費用
- ④実験室等で実証試験を実施する場合の設備及び備品の費用

4.4. その他の費用

実証事業運営に係る経費(実証試験計画の策定、技術実証委員会開催費用等の運営費用等)は環境省の負担となります。

4.5. 手数料の想定額

実証試験実施に係る手数料は、共通実証項目のみの場合1技術あたり70~100万円程度、実証項目を要望に応じて追加実証項目を実証した場合100~150万円を想定しています。手数料の確定は申請者と調整し、試験計画の内容を確定し積算した上で決まることになります。

5. スケジュール

| | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月~3月 |
|-------------|----|----|----|----|-----|--------|
| 対象技術の募集、選定 | ←→ | | | | | |
| 試験計画の策定 | | ↔ | | | | |
| 実証試験の実施 | | | ←→ | | | |
| 報告書の作成 | | | | | ←→ | |
| 運営機関への報告・公開 | | | | | | ←→ |

6. その他

- ①実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、実証試験結果の如何を問わず環境省のホームページを通じて公表される予定です。
- ②特許等の関係で公開を希望されない情報等につきましては、別途相談させていただきます。
- ③本事業は、対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について、実証機関が認証や認定を与えるものではありません。

7. 申請書提出先及び問い合わせ先

財団法人 九州環境管理協会
 担当 野田 保
 〒813-0004
 電話 092-662-0410 (代表)